



# 山形県公報

令和4年11月4日(金)  
第352号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請……………(循環型社会推進課) ……1069
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請……………(同) ……1070
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の位置の指定の廃止……………(最上総合支庁建築課) ……1071

## 告 示

### 山形県告示第859号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

なお、関係書類は、環境エネルギー部循環型社会推進課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において令和4年12月4日まで縦覧に供する。

令和4年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
最上郡最上町大字東法田928番地  
株式会社最上クリーンセンター  
代表取締役 沓澤伸明
- 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
最上郡最上町大字東法田字大沢山928番429及び928番430並びに大字向町字沢原1602番8及び1602番48
- 一般廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第5条第1項に規定するごみ処理施設
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
ごみ、粗大ごみ及びし尿並びに施行令第1条第8号に規定する特別管理一般廃棄物(これらのうち石綿含有一般廃棄物であるものを除く。)
- 申請年月日  
令和4年6月3日
- その他  
この告示に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次に掲げる事項を日本語で記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。  
(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名)  
(2) 意見の対象となる一般廃棄物処理施設を特定するための事項  
(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

**山形県告示第860号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

なお、関係書類は、環境エネルギー部循環型社会推進課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において令和4年12月4日まで縦覧に供する。

令和4年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
最上郡最上町大字東法田928番地  
株式会社最上クリーンセンター  
代表取締役 沓澤伸明
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
最上郡最上町大字東法田字大沢山928番429及び928番430並びに大字向町字沢原1602番8及び1602番48
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及びコンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）並びに陶磁器くず、鉋さい、がれき類並びに動物の死体（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）並びに施行令第2条の4第1号及び第4号に規定する特別管理産業廃棄物
- 5 申請年月日  
令和4年6月3日
- 6 その他  
この告示に係る産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次に掲げる事項を日本語で記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。  
(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）  
(2) 意見の対象となる産業廃棄物処理施設を特定するための事項  
(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

**山形県告示第861号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ころね 酒田市こあら一丁目5番地の11	グループホームこるり 酒田市亀ヶ崎七丁目9番8号	共同生活援助	令和4.10.28

**山形県告示第862号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称

米沢平野土地改良区

2 事務所の所在地

米沢市金池五丁目9番5号

3 認可年月日

令和4年10月6日

**山形県告示第863号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

令和4年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 廃止に係る指定の番号 昭和35年12月19日第141号

2 廃止に係る指定の場所 新庄市小田島286、287、287-1

3 廃止年月日 令和4年10月27日

令和4年11月4日印刷  
令和4年11月4日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県